

周南市文化振興財団における不祥事への対応を求める決議について

本市議会は、別紙のとおり市に対応を求めることを決議するものとする。

令和6年3月11日 提出

提出者 周南市議会公益財団法人周南市文化振興財団における  
不祥事に関する調査特別委員会  
委員長 土 屋 晴 巳

(別紙)

## 周南市文化振興財団における不祥事への対応を求める決議

このたびの不祥事により、地域の文化振興を使命とする公益財団法人周南市文化振興財団（以下、「財団」という）は言うまでもなく、財団が指定管理者として管理運営をしている周南市文化会館、周南市美術博物館及び周南市郷土美術資料館に対し、市民の信頼と愛着を大きく損なうこととなった。

本市議会では、公益財団法人周南市文化振興財団における不祥事に関する調査特別委員会を設置し、執行部等に説明を求め調査を行ってきたところであるが、いまだに全容は解明されていない状況である。

市は、財団と協力して、本件不祥事について早期に全容解明を行い、発生の背景や問題点を整理し、責任の所在を明らかにするとともに、財団が取り組む再発防止対策の支援を行うこと、また、周南市文化会館、周南市美術博物館及び周南市郷土美術資料館への失われた市民の信頼を早期に回復するための対応策を示すこと、さらに今後も市の文化振興の推進を絶え間なく行うため、文化振興を担う当該3施設の適正な管理運営体制を確立することを強く求める。

なお、本市議会は、今後も本件不祥事への市の対応を注視し、市政に対する監視と提言という議会の役割を全うしていく。

以上、決議する。

令和6年3月15日

山口県 周南市議会